

学校給食における地産地消の推進を求める決議

2005年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、地産地消の推進が重要政策課題の1つとして位置付けられるとともに、同年6月食育基本法の制定後、食育が新たな教育活動として義務化されました。それは給食の中心的役割が、栄養改善から食育に移り、学校給食と関連づけつつ、学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することや、学校の所在する地域の産物を学校給食に活用することなど、食に関しての指導に則した献立計画や、地場の食材使用を求めています。

また、内閣府の食育推進会議では「食育推進基本計画」を決定し、「学校給食に『顔が見える、話ができる』生産者等の地場産物を使用し、食に関する指導の『生きた教材』として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段である」ことを明らかにしました。

更に、文部科学省が2008年10月全国市町村に行ったアンケート調査でも、学校給食に地場産物を使うメリットとして『子どもの農業や食文化に関する意識が向上した』『保護者の評価が高い』『食べ残しが減った』など、効果があったことも明らかになっています。

よって大和郡山市議会は、学校給食に生産者の顔が見える安全・安心・新鮮かつ旬の食材を提供し、地場農産物の生産者や流通業者を知ることを通じ、食べ物の大切さや、それを育む自然の素晴らしさを学ぶことができる学校給食へと地産地消の推進を求めるものである

以上、決議する。

平成25年 3月 21日

大和郡山市議会